

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	障害福祉業務総合支援ソフトの導入等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	障害福祉サービス等に係る審査事務															
担当課	障害者福祉課															
目的	障害福祉業務総合支援ソフトを導入することにより障害福祉サービス等に係る審査体制を強化し、審査事務の効率化及び障害福祉サービス等給付費の適正化を図る。															
対象者	障害福祉サービス等受給者（区外施設入所者を含む。）															
事業内容	<p>現在、障害福祉サービス等給付費の一次審査・支払に関する事務を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託している（平成 25 年度第 6 回本審議会了承事項）。国保連の一次審査の結果を受け、区において一次審査で正常と判断されなかった請求情報が適正かどうかを判断し（二次審査）、二次審査で適正と判断した障害福祉サービス等給付費について国保連へ支払を行っている（資料 41-1 のとおり）。</p> <p>従来、国保連の一次審査は、受給者情報と請求情報の項目を機械的に判断しており、形式的に誤りがある情報を「エラー」、適正と判断できない情報を「警告」、それ以外を「正常」として振り分けを行っていた。また、区が行う二次審査では、主に「警告」となった請求情報を審査していた。</p> <p>しかし、下表のとおり、年々障害福祉サービス等給付費の請求件数が増加しているため、国保連からの一次審査結果情報を 1 件毎、区職員が手作業で確認、原因を特定し、区として適正かどうかの審査を行っていることによる負担が増大している。</p> <p>そのような状況の中、平成 30 年度の障害者総合支援法の一部改正により、国保連の審査支払事務も見直され、「警告」とする判断項目が「警告」、「警告（重度）」と細分化されるなど制度も複雑化しており、毎月決められた数日間の中で手作業による二次審査を全て終えることが極めて困難になっている。</p> <p>そこで、審査事務における業務量の増大に対応し、「警告」、「警告（重度）」の原因となった項目を瞬時に抽出し、国保連の一次審査対象外の事項（障害福祉サービスと障害者地域生活支援サービスとの制度間の重複利用確認等）の判定も効率的に行うため、障害福祉業務総合支援ソフトを導入し、審査事務の効率化及び障害福祉サービス等給付費の適正化を図ることとする（資料 41-2 及び資料 41-3 のとおり）。</p> <p style="text-align: center;">＜障害福祉サービス等給付費の請求件数＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">27 年度</th> <th style="width: 15%;">28 年度</th> <th style="width: 15%;">29 年度</th> <th style="width: 15%;">30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>40,700 件</td> <td>43,485 件</td> <td>46,693 件</td> <td>(19,278 件)</td> </tr> <tr> <td>内警告件数 (警告(重度)も含む)</td> <td>3,540 件</td> <td>3,618 件</td> <td>3,806 件</td> <td>(2,086 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">各年度の 3 月末現在（30 年度は、4 月から 8 月利用分の実績）</p>	年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	請求件数	40,700 件	43,485 件	46,693 件	(19,278 件)	内警告件数 (警告(重度)も含む)	3,540 件	3,618 件	3,806 件	(2,086 件)
年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度												
請求件数	40,700 件	43,485 件	46,693 件	(19,278 件)												
内警告件数 (警告(重度)も含む)	3,540 件	3,618 件	3,806 件	(2,086 件)												

件名 障害福祉業務総合支援ソフトの導入について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害福祉サービス等に係る審査事務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 障害福祉サービス等受給者(区外施設入所者を含む。)</p> <p>2 記録項目 【障害福祉サービス等受給者(区外施設入所者を含む。)に係る情報項目】 氏名、保護者氏名、生年月日、保護者生年月日、障害情報(障害内容)、所得区分、支給決定情報(受給者番号、利用者負担上限額、支給サービス内容、支給量、支給期間、各種加算・減免)、契約情報(契約事業所、契約年月日、契約サービス内容、契約量)、利用事業所、利用サービス年月、利用サービス内容、利用日時、利用量、総費用額、本人負担額、自治体助成額、給付額、審査結果情報(正常、エラー、警告、返戻、過誤、過誤の取下)</p> <p>3 記録するコンピュータ 障害者福祉課職員専用パソコン内「障害福祉業務総合支援ソフト」</p>
新規開発・追加・変更の理由	年々障害福祉サービス等給付費の請求件数が増加しているなか、制度の複雑化と相まって審査事務における業務量の増大に対応するため、請求情報のうち、「警告」及び「警告(重度)」の原因となった項目を瞬時に抽出できる障害福祉業務総合支援ソフトを導入し、審査事務の効率化及び障害福祉サービス等給付費の適正化を図る。
新規開発・追加・変更の内容	障害福祉業務総合支援ソフトを、障害者福祉課職員専用パソコンに障害者福祉課職員がインストール、データセットアップ等を実施する。障害福祉業務総合支援ソフトを新規導入することにより、資料41-3の機能を備えることができる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	平成31年4月1日から ソフトウェアの調達、導入、動作テスト 平成31年4月20日から 本稼働(二次審査)

件名 障害福祉業務総合支援ソフト保守業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害福祉業務総合支援ソフト
委託先	株式会社ニック ・個人情報保護方針制定(個人情報保護法に関する法令および規範を遵守) ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【障害福祉サービス等受給者(区外施設入所者を含む。)に係る情報項目】 氏名、保護者氏名、生年月日、保護者生年月日、障害情報(障害内容)、所得区分、支給決定情報(受給者番号、利用者負担上限額、支給サービス内容、支給量、支給期間、各種加算・減免)、契約情報(契約事業所、契約年月日、契約サービス内容、契約量)、利用事業所、利用サービス年月、利用サービス内容、利用日時、利用量、総費用額、本人負担額、自治体助成額、給付額、審査結果情報(正常、エラー、警告、返戻、過誤、過誤の取下)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(障害者福祉課職員専用パソコン内「障害福祉業務総合支援ソフト」)
委託理由	上記委託先は、障害福祉業務総合支援ソフトの開発業者であり、保守業務も開発業者しか行うことができない。また、厚生労働省が提供する利用実態の集計・分析における障害福祉業務総合支援ソフトの開発業者でもあり、障害福祉の分野に精通している。
委託の内容	1 使用方法等の問合せ対応(電話・FAX等) 2 次に掲げる場合におけるバージョンアップ版の無償提供(CD-ROM等) (1) 障害者制度改正に伴うサービス報酬単価の改定が行われた場合 (2) 重大な不具合等が発生し、緊急に対応が必要な場合 (3) 開発元が独自に機能強化を行った場合 3 正常に動作しない等の場合は、適宜必要な措置を実施し、正常動作を目指す。
委託の開始時期及び期限	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区職員が、障害福祉業務総合支援ソフトを使用する際は、ID・パスワードによる認証を行い、区職員の審査事務担当者以外は操作できない設定を行う。 2 ウイルス対策ソフトウェアの導入及びパターンファイルの自動更新を行い、常に最新のウイルス対策により、ウイルス感染を防止する。 3 障害者福祉課職員専用パソコンのアクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ管理を実施する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 保守業務の実施に際しては、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を徹底させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉業務総合支援ソフトのバージョンアップは庁舎内で区職員が行い、委託先には必要な支援を行わせる。 2 不具合等が発生し、委託先が直接障害対応する場合は、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。